

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第59号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置
<u>四日市市霞ヶ浦体育館（以下「霞ヶ浦体育館」という。）</u>	四日市市大字羽津甲 <u>5169番地</u>
<u>四日市市霞ヶ浦第1野球場（以下「霞ヶ浦第1野球場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦第2野球場（以下「霞ヶ浦第2野球場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦弓道場（以下「霞ヶ浦弓道場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦プール（以下「霞ヶ浦プール」という。）</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦運動用舟艇場（以下「霞ヶ浦運動用舟艇場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市テニスセンター（以下「テニスセンター」という。）</u>	（略）
<u>四日市市中央体育館（以下「中央体育館」という。）</u>	（略）
<u>四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。）</u>	（略）
<u>四日市市中央トレーニング場（以下「中央トレーニング場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市楠多目的運動場（以下「楠多目的運動場」という。）</u>	（略）
<u>四日市市楠体育館（以下「楠体育館」という。）</u>	（略）

<u>四日市市楠テニスコート</u> （以下「楠テニスコート」という。）	（略）
<u>四日市市北条野球場</u> （以下「北条野球場」という。）	（略）
<u>四日市市三滝テニスコート</u> （以下「三滝テニスコート」という。）	（略）
<u>四日市市三滝武道館</u> （以下「三滝武道館」という。）	（略）
<u>四日市市三滝相撲場</u> （以下「三滝相撲場」という。）	（略）
<u>四日市市松原テニスコート</u> （以下「松原テニスコート」という。）	（略）
<u>四日市市松原野球場</u> （以下「松原野球場」という。）	（略）
<u>四日市市温水プール</u> （以下「温水プール」という。）	（略）
<u>四日市市鈴鹿川ラグビー・サッカー場</u> （以下「鈴鹿川ラグビー・サッカー場」という。）	（略）
<u>四日市市鈴鹿川河原田野球場</u> （以下「鈴鹿川河原田野球場」という。）	（略）
<u>四日市市鈴鹿川河原田ソフトボール場</u> （以下「鈴鹿川河原田ソフトボール場」という。）	（略）
<u>四日市市鈴鹿川グラウンドゴルフ場</u> （以下「鈴鹿川グラウンドゴルフ場」という。）	（略）
<u>四日市市垂坂ソフトボール場</u> （以下「垂坂ソフトボール場」という。）	（略）
<u>四日市市垂坂サッカー場</u> （以下「垂坂サッカー場」という。）	（略）
<u>四日市市本郷河川敷グラウンド</u> （以下「本郷河川敷グラウンド」という。）	（略）

改正前	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置

霞ヶ浦体育館	四日市市大字羽津甲5,169番地
霞ヶ浦第1野球場	(略)
霞ヶ浦第2野球場	(略)
霞ヶ浦弓道場	(略)
霞ヶ浦プール	(略)
霞ヶ浦運動用舟艇場	(略)
霞ヶ浦テニスコート	(略)
中央緑地体育館	(略)
中央緑地第2体育館	(略)
中央緑地トレーニング場	(略)
中央緑地陸上競技場	(略)
中央緑地フットボール場	(略)
楠緑地多目的運動場	(略)
楠緑地体育館	(略)
楠緑地テニスコート	(略)
北条野球場	(略)
三滝テニスコート	(略)
三滝武道館	(略)
三滝相撲場	(略)
松原テニスコート	(略)
松原野球場	(略)
温水プール	(略)
鈴鹿川ラグビー・サッカー場	(略)
鈴鹿川河原田野球場	(略)
鈴鹿川河原田ソフトボール場	(略)
鈴鹿川グラウンドゴルフ場	(略)
垂坂ソフトボール場	(略)
垂坂サッカー場	(略)
本郷河川敷グラウンド	(略)

改正後

別表第2（第7条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
<u>中央体育館</u>			（略）			
<u>中央第2体育館</u>			（略）			
			（略）			
<u>楠多目的運動場</u>			（略）			
<u>楠体育館アリーナ</u>			（略）			
<u>楠体育館武道場</u>			（略）			
			（略）			
<u>中央陸上競技場</u>			（略）			
			（略）			
<u>楠テニスコート</u>			（略）			
			（略）			
<u>テニス</u>			（略）			
<u>センタ</u>	<u>サブセンタ</u>		（略）			
<u>二</u>	<u>ーコート</u>		（略）			
	<u>センターコ</u>		（略）			
	<u>ート</u>		（略）			
<u>中央フットボール場</u>			（略）			

備考

- 1 及び 2 （略）
- 3 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央フットボール場を使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 楠体育館アリーナを半面使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。

## 改正前

## 別表第 2 (第 7 条関係)

## 専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
中央緑地体育館	(略)					
中央緑地第 2 体育館	(略)					
(略)						
楠緑地多目的運動場	(略)					
楠緑地体育館アリーナ	(略)					
楠緑地体育館武道場	(略)					
(略)						
中央緑地陸上競技場	(略)					
(略)						
楠緑地テニスコート	(略)					
(略)						
霞ヶ浦	(略)	(略)				
テニス	サブコート	(略)				
コート	メインコート	(略)				
(略)						
中央緑地フットボール場	(略)					

## 備考

1 及び 2 (略)

3 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が 中央緑地フットボール

場を使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

4 楠緑地体育館アリーナを半面を使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。

5 及び 6 (略)

改正後

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
<u>中央体育館</u>	(略)			(略)
<u>中央第2体育館</u>	(略)			
<u>中央トレーニング場</u>	(略)			
<u>中央陸上競技場</u> (中央フットボール場Aフィールド)	(略)			
(略)				
<u>楠体育館</u>	(略)			

備考

1 (略)

2 中央フットボール場Aフィールドは、工事等による中央陸上競技場閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

改正前

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
<u>中央緑地体育館</u>	(略)			(略)
<u>中央緑地第2体育</u>	(略)			

館		
<u>中央緑地トレーニング場</u>	(略)	
<u>中央緑地陸上競技場</u> ( <u>中央緑地フットボール場Aフィールド</u> )	(略)	
(略)		
<u>楠緑地体育館</u>	(略)	

備考

- 1 (略)
- 2 中央緑地フットボール場Aフィールドは、工事等による中央緑地陸上競技場閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

改正後

別表第4 (第7条関係)

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 共通回数使用券により使用できる施設は、中央体育館、中央第2体育館、中央陸上競技場 (中央フットボール場Aフィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠体育館とする。

改正前

別表第4 (第7条関係)

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 共通回数使用券により使用できる施設は、中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地陸上競技場 (中央緑地フットボール場Aフィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠緑地体育館とする。

改正後

別表第5（第7条関係）

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
中央体育館	(略)	(略)		
中央陸上競技場会議室	(略)			
(略)				
楠体育館ミーティングルーム	(略)			
テニスセンター	(略)	(略)		

改正前

別表第5（第7条関係）

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
中央緑地体育館	(略)	(略)		
中央緑地陸上競技場会議室	(略)			
霞ヶ浦第1野球場会議室	(略)			
楠緑地体育館ミーティングルーム	(略)			
霞ヶ浦テニスコート	(略)	(略)		

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置
（略）	
四日市市本郷河川敷グラウンド（以下「本郷河川敷グラウンド」という。）	（略）
四日市市桜テニスコート（以下「桜テニスコート」という。）	四日市市桜町6, 900番地
四日市市桜多目的広場（以下「桜多目的広場」という。）	〃

改正前	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置
（略）	
四日市市本郷河川敷グラウンド（以下「本郷河川敷グラウンド」という。）	（略）

改正後						
別表第2（第7条関係）						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
（略）						

中央フットボール場	(略)
桜テニスコート	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき 520円
桜多目的広場	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき 430円
備考 (略)	

改正前						
別表第2 (第7条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
(略)						
四日市市中央フットボール場		(略)				
備考 (略)						

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正後
-----

別表第1（第2条関係）

名称	位置
(略)	
四日市テニスセンター（以下「テニスセンター」という。）	(略)
四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。）	<u>四日市市日永東一丁目3番21号</u>
四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。）	(略)
(略)	

改正前

別表第1（第2条関係）

名称	位置
(略)	
四日市テニスセンター（以下「テニスセンター」という。）	(略)
<u>四日市市中央体育館（以下「中央体育館」という。）</u>	<u>四日市市日永東一丁目3番21号</u>
四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。）	〃
<u>四日市市中央トレーニング場（以下「中央トレーニング場」という。）</u>	〃
四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。）	(略)
(略)	

改正後

別表第2（第7条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時	午後（午後1時か	夜間（午後5時3	全日（午前9時か

			から正 午まで)	ら午後4 時30分 まで)	0分から 午後9時 まで)	ら午後9 時まで)
四日市市中央第2 体育館	(略)					
(略)						
備考 (略)						

改正前						
別表第2 (第7条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前(午 前9時 から正 午まで)	午後(午 後1時か ら午後4 時30分 まで)	夜間(午 後5時3 0分から 午後9時 まで)	全日(午 前9時か ら午後9 時まで)
中央体 育館	アマチュ アスポー ツ	入場料金の 類を徴しな い場合	5,830円	5,830円	5,830円	5,830円
		入場料金の 類を徴する 場合	12,960 円	12,960円	12,960円	12,960円
	アマチュ アスポー ツ以外	入場料金の 類を徴しな い場合	29,160 円	29,160円	29,160円	29,160円
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 540,000円			
中央第2体育館	(略)					
(略)						

備考 (略)

改正後

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
中央第2体育館	(略)			(略)
(略)				

備考 (略)

改正前

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
中央体育館	午前9時から 午後9時まで	220円	220円	(略)
中央第2体育館	(略)			
(略)				

備考 (略)

改正後

別表第4 (第7条関係)

回数使用券の上限額

(略)

備考

1 (略)

2 共通回数券により使用できる施設は、中央第2体育館、中央陸上競技場(中央フットボール場Aフィールド)、

改正前

別表第4 (第7条関係)

回数使用券の上限額

(略)

備考

1 (略)

2 共通回数券により使用できる施設は、中央体育館、中央第2体育館、中央トレーニング場、中央陸上競技場(中

松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠体育館とする。

央フットボール場Aフィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠体育館とする。

改正後

別表第5（第7条関係）

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
中央陸上競技場会議室	（略）			
（略）				

改正前

別表第5（第7条関係）

会議室利用料金の上限額

名称		時間区分			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
中央体育館	第1会議室	<u>320円</u>	<u>430円</u>	<u>650円</u>	<u>1,080円</u>
	第2会議室	<u>650円</u>	<u>970円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,380円</u>
中央陸上競技場会議室		（略）			
（略）					

第4条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場（以下「霞ヶ浦第2野球場」という。）	(略)
四日市市霞ヶ浦プール（以下「霞ヶ浦プール」という。）	(略)
(略)	

改正前	
別表第1（第2条関係）	
名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場（以下「霞ヶ浦第2野球場」という。）	(略)
<u>四日市市霞ヶ浦弓道場（以下「霞ヶ浦弓道場」という。）</u>	<u>〃</u>
四日市市霞ヶ浦プール（以下「霞ヶ浦プール」という。）	(略)
(略)	

改正後						
別表第2（第7条関係）						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分）	夜間（午後5時30分から午後9時）	全日（午前9時から午後9時まで）

				まで)	まで)	
(略)						
霞ヶ浦 体育館	(略)					
楠多目 的運動 場	(略)					
(略)						
備考 (略)						

改正前						
別表第2 (第7条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前(午 前9時 から正 午まで)	午後(午 後1時か ら午後4 時30分 まで)	夜間(午 後5時3 0分から 午後9時 まで)	全日(午 前9時か ら午後9 時まで)
(略)						
霞ヶ浦 体育館	(略)					
霞ヶ浦 弓道場	<u>アマチ ュアス ポーツ</u>	<u>入場料金の 類を徴しな い場合</u>	<u>1,510円</u>	<u>2,270円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,050円</u>
楠多目 的運動 場	(略)					
(略)						
備考 (略)						

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第2項の規定 平成31年4月1日

(2) 第3条の規定 平成31年9月30日

(3) 第4条の規定 平成32年5月1日

(四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例（平成25年四日市市条例第85号）は、廃止する。

### (経過措置)

3 平成31年4月1日前に、廃止前の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 当分の間、四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号）第4条及び同条例第7条の規定により、市長から回数使用券に係る使用許可を受けた者は、第7条及び別表第3（備考を除く。）の規定に関わらず、利用料金の納付に代えて当該回数使用券を指定管理者に提出し、中央第2体育館、中央陸上競技場（中央フットボール場Aフィールド）、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠体育館の個人使用に係る許可を受けることができる。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)